

京都市告示第184号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年7月11日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	嵐山水0001号	西京区嵐山宮ノ前町47番地の7地先 同町45番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起 廃止する終	点 点
1	嵐山水0003号	西京区嵐山宮ノ前町47番地の7地先 同町46番地の4地先	

(建設局土木管理部道路明示課)